

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>（取締役の兼職の承認の申請） 第二十六条 「略」</p> <p>〔2〕5 略</p> <p>6 第一項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>7 「略」</p>	<p>（取締役の兼職の承認の申請） 第二十六条 「同上」</p> <p>〔2〕5 同上</p> <p>6 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>7 「同上」</p>	

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十条の六 「同上」

- 一 「同上」
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十条の七の三 「同上」

- 一 「同上」
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をも

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 法第二十六条第二項(法第二十七条第二項及び法第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法(第六十八条を除き、以下「電磁的方法」という。)とする。

- 一 「略」
- 二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 「略」

〔2・5 略〕

6 法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

つて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用する方法)

第三十四条 「同上」

- 一 「同上」
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 「同上」

〔2・5 同上〕

6 法第三十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録できる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

7 「略」

(指図権者の行為準則)

第六十八条 「略」

2 「略」

3 指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（同項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

「4～7 略」

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 「略」

「2・3 略」

7 「同上」

(指図権者の行為準則)

第六十八条 「同上」

2 「同上」

3 指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用して次に掲げるもの（第六項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

「4～7 同上」

(信託会社等に対する意見聴取等)

第八十条の三 「同上」

「2・3 同上」

<p>4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>
<p>5 「略」</p>	<p>5 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。